

経営者のための

# 銀行交渉術 と最新税務情報



第 113 号

令和 4 年 4 月 26 日 (火)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## ■取引相場のない株式の評価について■

平成 30 年度税制改正により、30 年 1 月 1 日からの相続等により取得する非上場株式について、納税猶予の特例措置が創設されました。

この特例措置の適用のため、非上場株式の価方法について確認してみたいと思います。

同族法人の株式は、証券取引所に上場されていない株式になり、取引相場のない株式として評価通達によることとなります。

取引相場のない株式を評価する場合、株式を取得した株主の発行会社に対する経営支配力の強弱によって評価方法は異なり、支配力の強弱は、議決権割合で判断し、同族株主等に該当するか同族株主等以外に該当するかを区分します。

同族株主等が取得した株式は、「原則的評価方式」により評価することになり、同族株主等以外の者が取得した株式は、特例的な評価方法である「配当還元方式」により評価することとなります。

「原則的評価方式」とは、株式を発行している会社の事業規模に応じて、「類似業種比準方式」、「純資産価額方式」、「類似業種比準方式と純資産価額方式の併用により評価する方式」に分類されます。他方の「配当還元方式」とは、株式を発行している会社から受け取る配当金の額に基づいて評価する方式です。

「原則的評価方式」により評価する場合、株式を発行している会社の事業規模に応じて、「大会社の株式」、「中会社の株式」、「小会社の株式」に区分して評価します。

・「大会社」とは、「従業員数が 70 人以上」であるか、「総資産価額が卸売業は 20 億円以上、その以外の業種は 15 億円以上で、従業員数が 35 人超」であるか、または「取引金額が卸売業は 30 億円以上、小売・サービス業は 20 億以上、その以外の業種は 15 億円以上」のいずれかの条件に当てはまる会社になります。

・「中会社」とは、「総資産価額が卸売業は 7,000 万円以上、小売・サービス業は 4,000 万円以上、それ以外の業種は 5,000 万円以上で、従業員数が 5 人超」であるか、または「取引金額が卸売業は 2 億円以上、小売・サービス業は 6,000 万円以上、その以外の業種は 8,000 万円以上」のいずれかの条件に当てはまる会社になります。

・「小会社」は、大会社・中会社のいずれの条件にもあてはまらない会社になります。

昭和 58 年 4 月の評価基本通達の改正により、小会社については、事業規模が小規模であるとはいえ、営利を目的とする会社として機能しているので、純資産価額と類似業種比準価額のいずれにも偏らないよう同じウェイトで考慮することとして、納税義務者が 1 株当たりの純資産価額に代えて、中会社の株式評価に用いる類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式により、L の割合を 0.50 として計算した金額によって評価した時はその価額によることができるとされました。

小会社についても L の割合を適用して評価することができるようになっていきますので、留意してください。

(出典 税務懇話会)